平成２９年度第４回
袖ケ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時　平成３０年２月８日（木）
　　午前１０時から
場所　市役所旧館３階大会議室

１　開　会

２　委員長挨拶

３　議　題
（１）認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取について【資料１】
（２）事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について【資料２】
（３）袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取ついて【資料３】
（４）その他

４　閉　会

資料１

３　議　題

（１）認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取について

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の区分と確認主体

	子ども・子育て支援新制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設数（H30.2.1時点）
特定教育・保育施設	認定こども園	県	市	―
	幼稚園			２
	保育所			１０
特定地域型保育事業	居宅訪問型保育事業	市	市	―
	家庭的保育事業			１
	小規模保育事業			１
	事業所内保育事業			―

- 認可：設備及び運営の基準を満たす施設又は事業について、その設置または実施を認めること。
- 確認：認可施設又は事業が、より具体的な運営の基準を満たすことを確認すること。
  確認の際に、その施設又は事業の利用定員を市が定める。
  保育にかかる費用の一部について、その施設の利用者が市から給付費を受けられるようになる。

平成29年度　袖ケ浦市の特定教育・保育施設の整備事業

みどりの丘保育園

- 開　　設　　日　　平成２９年１２月１日
- 場　　所　　袖ケ浦市蔵波
- 認　可　定　員　　９０名
- 設置運営事業者　　社会福祉法人 みどりの風
- 保育サービス
  延長保育、一時預かり等

（仮称）幼保連携型認定こども園まりん

- 開設時期（予定）　平成３０年４月
- 場　　所　　袖ケ浦駅海側地区
- 認可定員（予定）　２４０名
  （内　保育１５０名　幼児教育９０名）
- 設置運営事業者　　社会福祉法人 恵福祉会
- 保育サービス（予定）
  延長保育、一時預かり、子育て支援センター等

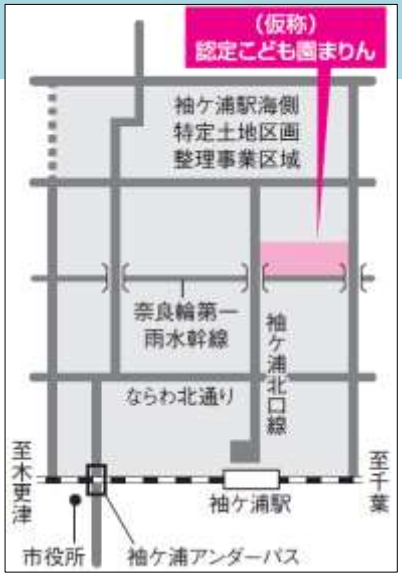

（仮称）幼保連携型認定こども園まりんの利用定員の設定に係る意見聴取について

- （仮称）幼保連携型認定こども園まりんが平成３０年４月に開設の予定
  （ただし、県による設置認可が前提）
  ⇒当該施設は市の確認の基準を満たす見込み
  ⇒開設に当たり、利用定員の設定が必要

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に際しては、子ども・子育て支援法の規定により、あらかじめ子ども・子育て支援会議の意見を聴くこととされています。

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法
第３１条第２項
　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⇒今回の会議では、**（仮称）幼保連携型認定こども園まりん**の利用定員の設定について、意見を伺います。

利用定員の設定の基本的な考え方

- 認可定員 … 基本的に当該施設で教育・保育できる児童数の上限として認められた定員。
  （※）こども園の設置認可は県が行います。

- 利用定員 … 給付費の算定基礎として市が設定する定員。
  以下の点を踏まえて設定します。

（１）認可定員に一致させることを基本とする。
（２）事業者の意向に加え、当該施設の今後の利用の見込みなどを考慮する。

（仮称）幼保連携型認定こども園まりんの利用定員の設定について

（仮称）幼保連携型認定こども園まりん　認可定員及び**利用定員**（予定）　（単位：人）

保育の必要性の認定区分	3号		2号	1号	合計
年齢	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	
認可定員	25	50	75	90	240
利用定員	**25**	**50**	**75**	**90**	**240**

（参考）給付費については、基本的には利用定員の区分に応じて、１人当たりの額が決定されます。

例：保育標準時間認定の３歳児１人当たりの給付費基本単価

利用定員区分	給付費基本単価（１人当たり）
～10人	242，500円
11人～20人	136，980円
141人～150人	43，550円

例：教育標準時間認定の３歳児１人当たりの給付費基本単価

利用定員区分	給付費基本単価（１人当たり）
～15人	95，640円
16人～25人	62，070円
76人～90人	34，770円

子育て応援プランにおける保育のニーズ量と確保方策

平成３０年度の昭和地区における保育のニーズ量と確保方策　（単位：人）

		子育て応援プランにおけるニーズ量と確保方策（H30.4.1時点）			既存保育施設により確保されている量（H30.2.1時点）			（仮称）幼保連携型認定こども園まりんの整備により確保される量		
		0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ニーズ量の見込み		22	154	268						
	計	444								
確保方策	教育保育	49	154	277	24	104	202	25	50	75
	地域型保育	6	18		1	4				
	計	504			335			150		

整備後の確保量　４８５人

袖ケ浦市子育て応援プランの平成３０年４月１日時点における昭和地区の保育確保方策は５０４人となっているのに対し、平成３０年２月１日時点で既存保育施設により確保されている量（定員数）は３３５人となっています。

このことから、（仮称）幼保連携型認定こども園まりんの整備により確保される量１５０人を加えた確保量４８５人は、計画範囲内となります。

子育て応援プランにおける教育のニーズ量と確保方策

平成３０年度の袖ケ浦市における教育のニーズ量と確保方策（単位：人）

		子育て応援プランにおけるニーズ量と確保方策（H30.4.1時点）	既存幼稚園により確保されている量（H30.2.1時点）	認定こども園まりんの整備により確保される量	平成３１年度の公立幼稚園の統合を見据えた募集定員の減	【参考】子育て応援プランにおけるニーズ量と確保方策（H31.4.1時点）
		3～5歳				
ニーズ量の見込み		796				770
確保方策	特定教育・保育施設（教育）	510	420	90	▲105	300
	確認を受けない幼稚園	540	540			540
	計	1，050	960	90	▲105	840

整備後の確保量　1，050人　－105人　＝　実際の確保量　945人

袖ケ浦市子育て応援プランの平成３０年４月１日時点における教育ニーズ量は１，０５０人となっているのに対し、平成３０年２月１日時点で既存幼稚園により確保されている量は９６０人となっています。

このことから、認定こども園まりんの整備により確保される量９０人を加えた確保量１，０５０人は計画どおりとなります。

ただし、平成３１年度の今井幼稚園と中川幼稚園の統合に向けて、平成３０年度の２園の募集定員が合わせて１０５人の減となり、平成３０年４月１日時点における実際の確保量は９４５人となります。

（仮称）幼保連携型認定こども園まりんの現況写真

（仮称）幼保連携型認定こども園まりんの現況写真

資料２

３　議　題

（２）事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における事業所内保育事業の位置づけ

	子ども・子育て支援新制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設数（H30.2.1時点）
特定教育・保育施設	認定こども園	県	市	－
	幼稚園			２
	保育所			１０
特定地域型保育事業	居宅訪問型保育事業	市	市	－
	家庭的保育事業			１
	小規模保育事業			１
	事業所内保育事業			－

- 認可：設備及び運営の基準を満たす施設又は事業について、その設置または実施を認めること。
- 確認：認可施設又は事業が、より具体的な運営の基準を満たすことを確認すること。
  確認の際に、その施設又は事業の利用定員を市が定める。
  保育にかかる費用の一部について、その施設の利用者が市から給付費を受けられるようになる。

認可予定の事業所内保育事業の概要

■現在２階建てで運営されている認可外保育施設
⇒１階部分を事業所内保育事業「キッズガーデンひまわり」として認可化しようとするものです。

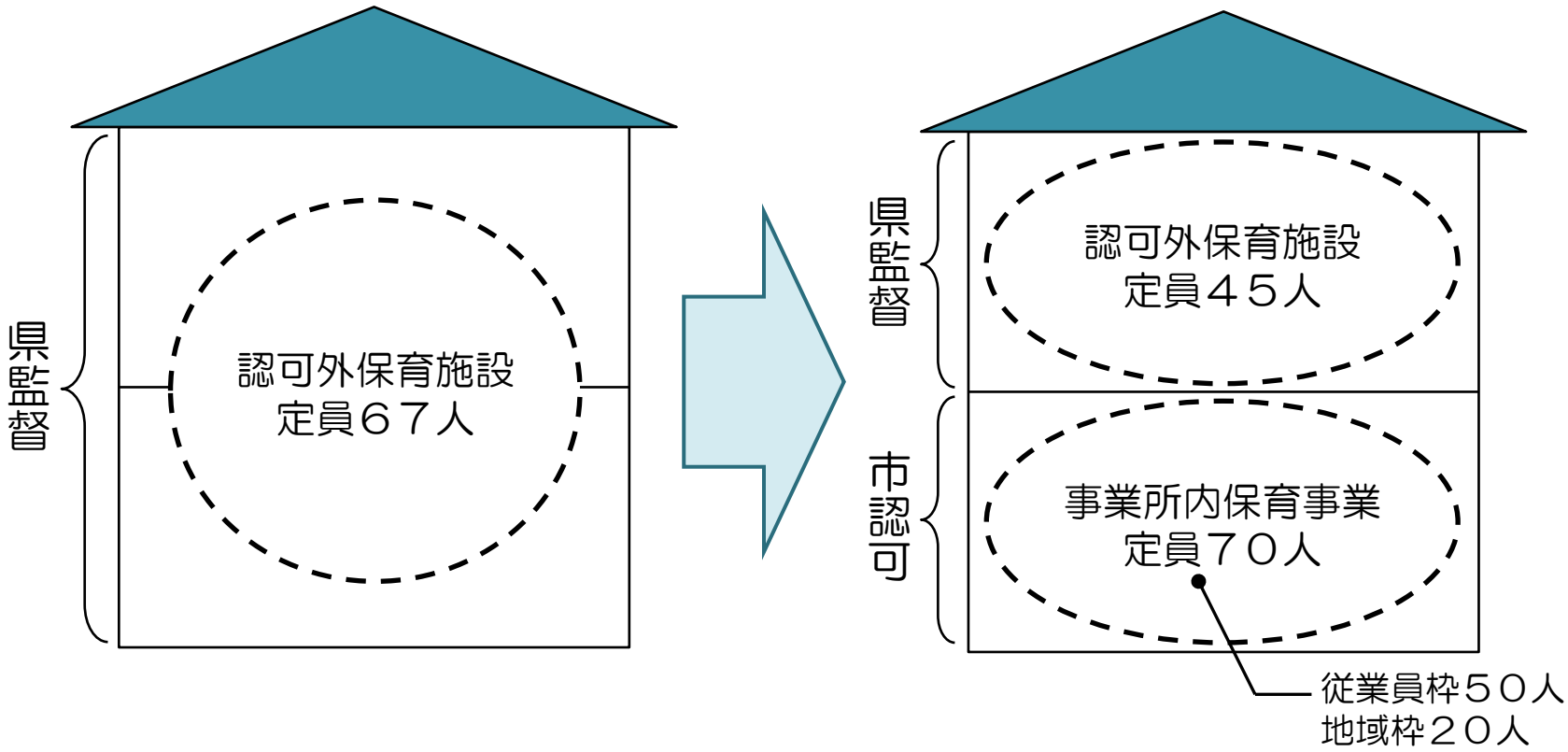

事業所内保育事業とは？

■事業所内保育事業とは？

・主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。

事業所内
保育事業

事業主体　事業主等

対象の子ども　事業所の従業員の子ども
＋
地域の保育を必要とする子ども

キッズガーデンひまわりの認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

①認可について

キッズガーデンひまわりの一部を認可外保育施設から認可保育施設に移行する予定

⇒認可は市が行う

⇒当該施設は市の認可基準を満たす見込み

⇒認可施設移行により保育の質の確保が担保される

②利用定員の設定について

⇒当該施設は市の確認の基準を満たす見込み

⇒認可に当たり、利用定員の設定が必要

認可に係る意見聴取の根拠

■児童福祉法
第３４条の１５第２項
　国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
同条第４項
　市町村長は、第２項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■袖ケ浦市家庭的保育事業等の認可の手続に関する規則
第３条
　市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ケ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法
第４３条第３項
　市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⇒今回の会議では、**事業所内保育事業キッズガーデンひまわり**の認可及び利用定員の設定について、意見を伺います。

認可予定の事業所内保育事業の概要

施設名	キッズガーデンひまわり
施設の種類	事業所内保育事業
運営主体	社会医療法人社団さつき会
事業運営（委託）	㈱スミレ調剤薬局
所在地	袖ケ浦市蔵波
教育・保育提供区域	長浦地区
事業開始日	平成３０年４月１日
開所予定時間	午前７時から午後７時まで
定員	従業員枠５０人（０歳:１５人　１歳:１７人　２歳:１８人） 地域枠　２０人（０歳:　６人　１歳:　７人　２歳:　７人）
保育室等 （（）内は認可基準）	乳児室　４０．１㎡（＞３９．６㎡＝１．６５㎡×２４人） ほふく室　６９．５㎡（＞６９．３㎡＝３．３㎡×２１人） 保育室　５０．１㎡（＞４９．５㎡＝１．９８㎡×２５人）
屋外遊技場（代替地） （（）内は認可基準）	４００㎡（＞８２．５㎡＝３．３㎡×２５人）
給食	自園調理
備考	認可外保育施設からの一部認可施設化移行

利用定員の設定の基本的な考え方

- 認可定員 … 基本的に当該施設で保育できる児童数の上限として認められた定員。

- 利用定員 … 給付費の算定基礎として市が設定する定員。
以下の点を踏まえて設定します。

（１）認可定員に一致させることを基本とする。
（２）事業者の意向に加え、当該施設の今後の利用の見込みなどを考慮する。

キッズガーデンひまわりの利用定員の設定について

キッズガーデンひまわり　認可定員及び**利用定員**（予定）　（単位：人）

保育の必要性の認定区分	３号				合計
年齢	０歳		１～２歳		
定員枠	地域枠	従業員枠	地域枠	従業員枠	
認可定員	６	１５	１４	３５	７０
利用定員	６	１５	１４	３５	７０

（参考）給付費については、基本的には利用定員の区分に応じて、１人当たりの額が決定されます。

例：保育標準時間認定の１歳児１人当たりの給付費基本単価

利用定員区分	給付費基本単価（１人当たり）
２０人～３０人	１３５，７１０円
３１人～４０人	１２３，４５０円
６１人以上	１１０，５３０円

子育て応援プランにおけるニーズ量と確保方策

平成３０年度の長浦地区における保育のニーズ量と確保方策　（単位：人）

		子育て応援プランにおけるニーズ量と確保方策（H30.4.1時点）		既存保育施設により確保されている量（H30.2.1時点）		キッズガーデンひまわりの認可化により確保される量（地域枠のみ）	
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
ニーズ量の見込み		２５	１５８				
	計	１８３					
確保方策	教育保育	５２	１６４	４６	１４３		
	地域型保育	５	１４	５	１４	６	１４
	計	２３５		２０８		２０	

整備後の確保量　２２８人

袖ケ浦市子育て応援プランでは、平成３０年４月１日時点における長浦地区の０歳から２歳の保育確保方策が２３５人となっているのに対し、平成３０年２月１日時点で既存保育施設により確保されている量は２０８人となっています。

このことから、キッズガーデンひまわりの整備により確保される量２０人を加えた確保量２２８人は、計画範囲内となります。

施設位置図

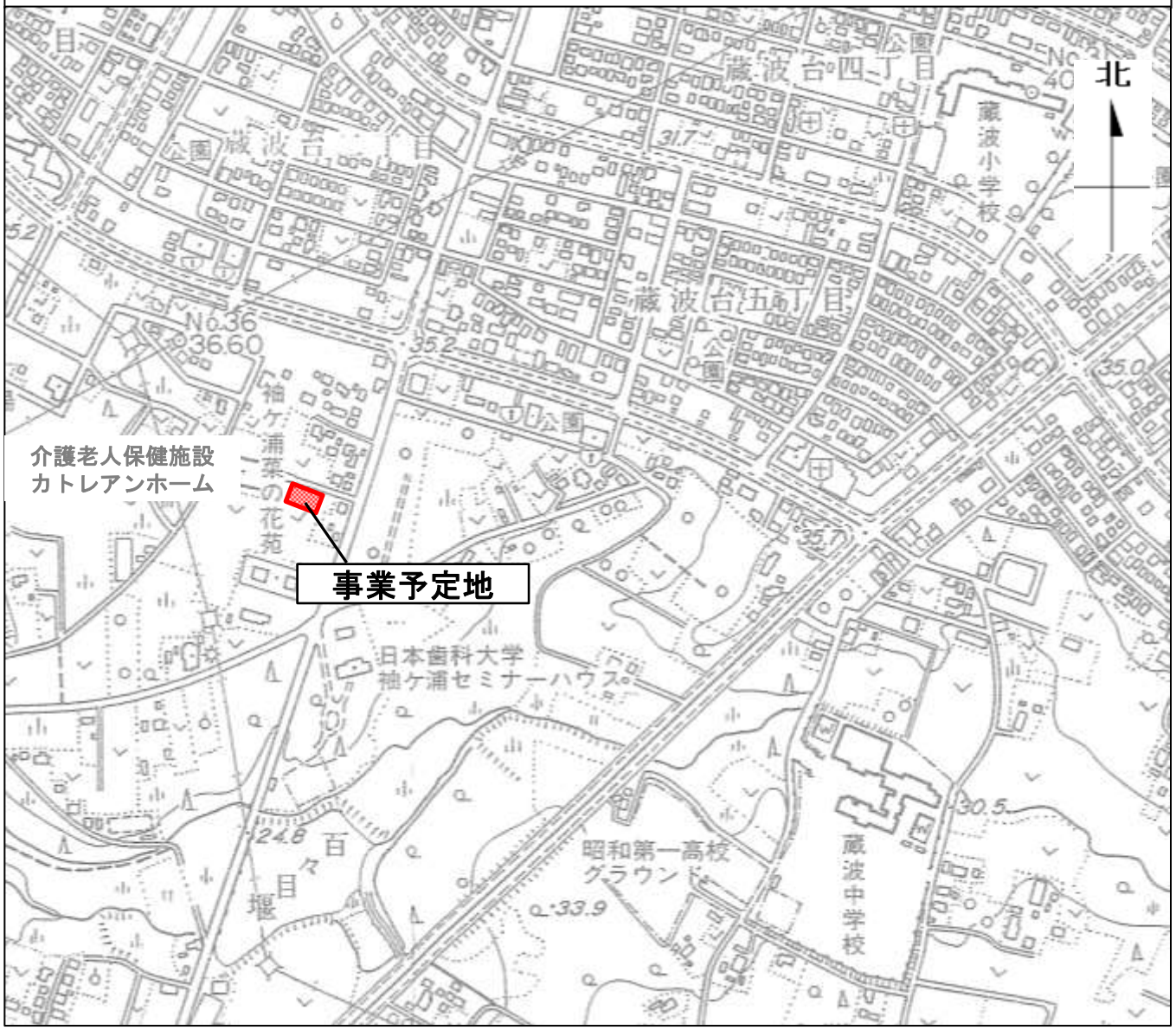

北
介護老人保健施設
カトレアンホーム
事業予定地
蔵波台四丁目
蔵波小学校
蔵波台五丁目
蔵波台
公園
No.36
36.60
35.2
35.0
31.7
35.7
30.5
33.9
24.8
袖ケ浦菜の花苑
日本歯科大学
袖ケ浦セミナーハウス
昭和第一高校
グラウンド
蔵波中学校
百々目堰

キッズガーデンひまわり現況写真

キッズガーデンひまわり現況写真

資料３

３　議　題

（３）袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取について

袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更について

■変更しようとする内容

袖ケ浦市子育て応援プランの「放課後児童健全育成事業」について、下記の内容を変更しようとするものです。

（１）放課後児童クラブのニーズ量と確保方策の見直し

（２）放課後子ども総合プランの推進に関すること（放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携実施）

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題

■放課後児童クラブの現状

放課後児童クラブは、放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。

子どもたちは、専任の指導員のもと、遊んだり、宿題をしたり、おやつを食べたりしながら過ごしています。

運営内容（開設時間、休所日、保育料など）はクラブによって異なります。

現在市内１４箇所で実施しています。

学校区	クラブ名
昭和小	学童保育所たからじま、学童保育所ひみつきち、学童保育所あそびっこクラブ
奈良輪小	学童保育GRAPES、学童保育OLIVES
蔵波小	学童保育子ども会館、学童保育子ども会館ジュニアクラブ、 学童保育子ども会館フレンドクラブ、蔵波学童保育所つくしんぼクラブ
長浦小	長浦第一放課後児童クラブ、長浦第二放課後児童クラブ
根形小	根形小学校区放課後児童クラブ
平岡小	平岡放課後児童クラブ
中川小	中川小学校区放課後児童クラブ

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題

■放課後児童クラブの活動の様子

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題

■放課後児童クラブの課題

放課後児童クラブのニーズ量及び確保量については、袖ケ浦市子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画）において見込んでいます。

現行の計画では、平成２７年度から３１年度のニーズ量と確保量を見込んでいますが、平成２８年度までの実績とその後の需要を推計したところ、計画最終年度に向けて、ニーズ量が計画値を大きく上回ることが見込まれたため、確保方策の見直しが必要となっています。

○ニーズ量（全体と地区別）【現行計画】

（月当たりの実利用者数:人）	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成31年
■低学年(１～３年生)ニーズ量　（①）	４０１	３８７	４０６	３９２	４１１
■高学年(４～６年生)ニーズ量　（②）	１８５	１８９	１９０	２０２	１９６
ニーズ量　全体　（①＋②）	５８６	５７６	５９６	５９４	６０７
昭和地区	１５５	１５３	１５９	１５９	１６３
長浦地区	３１６	３１１	３２１	３２１	３２８
根形地区	３９	３８	４０	３９	４０
平川地区	７６	７４	７６	７５	７６

○ニーズ量（全体と地区別）【Ｈ２８までの実績とその後の推計】

（月当たりの実利用者数:人）	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成31年
■低学年(１～３年生)ニーズ量　（①）	３７１	４３６	４５５	４６６	４８３
■高学年(４～６年生)ニーズ量　（②）	１１８	１６６	１８０	２１０	２２３
ニーズ量　全体　（①＋②）	４８９	６０２	６３５	６７６	７０６
昭和地区	１５７	２０７	２２２	２３０	２４４
長浦地区	２３８	２６８	２７８	２９５	３０８
根形地区	３８	４６	４４	５１	５２
平川地区	５６	８１	９１	１００	１０２

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題

■放課後子ども教室の現状

　放課後子ども教室は、子どもたちが放課後に安全・安心して遊ぶことのできる居場所づくりを目的とした事業です。放課後の学校の施設を使用し、保護者や地域住民によるボランティアが子どもたちと一緒に活動します。
　異学年児童、地域のボランティアとの体験活動や異年齢交流をする中でコミュニケーション能力等の社会性を育み、地域のつながりを創造します。
　現在市内２箇所で月２～３回程度実施しています。

・昭和小学校　放課後子ども教室
　　「もりのこクラブ」

・長浦小学校　放課後子ども教室
　　「あそボラ!！やかたっ子広場」

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題

■放課後子ども教室の活動の様子

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題

■放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業比較

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
対象	放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない小学校児童	小学校児童
実施内容	専任の指導員のもと、遊んだり、宿題をしたり、おやつを食べたりしながら過ごす	保護者や地域住民によるボランティア等の支援により体験活動等をします
実施箇所数	１４	２
実施場所	小学校、その他専用施設等	小学校
実施日	月曜日～土曜日	月２～３回（木曜日）
利用料金	基本利用料金 月額13,000円	なし （活動費等の実費負担を徴収する場合有）
所管課	福祉部子育て支援課	教育部生涯学習課

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題

■放課後児童クラブと放課後子ども教室の課題

すべての子どもが放課後等を安全安心に過ごすことのできる環境を整えることが求められています。

なお、国においては「放課後子ども総合プラン（※）」を策定しており、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携し一体的に実施することを推進しています。

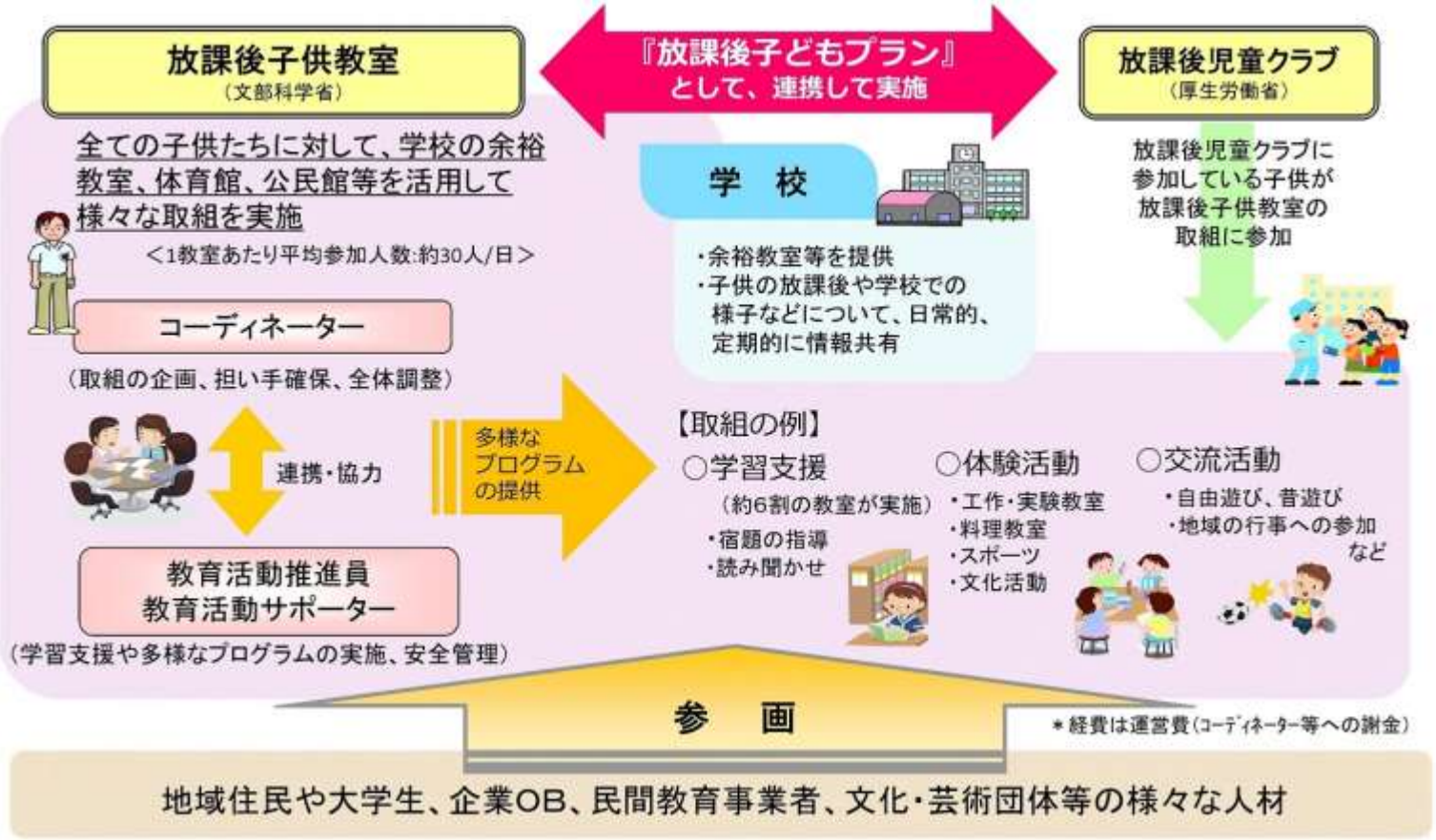

［厚生労働省・文部科学省資料より抜粋］

（※）放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため、国が策定。

袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法
　第３１条第７項
　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⇒今回の会議では、袖ケ浦市子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画）の一部変更について、意見を伺います。

袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更しようとする内容

（１）放課後児童クラブのニーズ量と確保方策の見直し

■現行計画のニーズ量と確保方策

〇ニーズ量と確保方策（全体と地区別）【現行計画】

（月当たりの実利用者数:人）	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成31年
ニーズ量　全体　（①）	５８６	５７６	５９６	５９４	６０７
昭和地区	１５５	１５３	１５９	１５９	１６３
長浦地区	３１６	３１１	３２１	３２１	３２８
根形地区	３９	３８	４０	３９	４０
平川地区	７６	７４	７６	７５	７６
確保方策・提供量　（②）	５５０	５６０	６１０	６１０	６１０
昭和地区	１４５	１４９	１６３	１６３	１６４
長浦地区	２９７	３０２	３２９	３３０	３３０
根形地区	３７	３７	４１	４０	４０
平川地区	７１	７２	７７	７７	７６
差　（②－①）	△３６	△１６	１４	１６	３

袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更しようとする内容

（１）放課後児童クラブのニーズ量と確保方策の見直し

■見直し後のニーズ量と確保方策

○ニーズ量と確保方策（全体と地区別）【変更案】：網かけ部分が変更しようとする箇所

（月当たりの実利用者数:人）	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成31年
ニーズ量　全体　（①）	５８６	５７６	６３５	６７６	７０６
昭和地区	１５５	１５３	２２２	２３０	２４４
長浦地区	３１６	３１１	２７８	２９５	３０８
根形地区	３９	３８	４４	５１	５２
平川地区	７６	７４	９１	１００	１０２
確保方策・提供量　（②）	５５０	５６０	６９５	７１０	７４５
昭和地区	１４５	１４９	２１０	２１０	２３５
長浦地区	２９７	３０２	３５５	３５５	３５５
根形地区	３７	３７	５０	５０	６０
平川地区	７１	７２	８０	９５	９５
差　（②－①）	△３６	△１６	６０	３４	３９

袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更しようとする内容

（２）放課後子ども総合プランの推進に関すること（放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携実施）

■放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携推進のため、以下の内容を計画に盛り込みます。

一体型、又は、連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の平成３１年度に達成しようとする目標

すべての子どもが放課後等を安全安心に過ごすことのできる環境を整えます

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型あるいは連携型として実施する「放課後子ども総合プラン」を推進します。

具体的な目標

平成３１年度
・昭和小学校、長浦小学校の２箇所で一体型の実施
・その他の小学校区についてはニーズ調査結果により計画的に推進

＊一体型…<u>同一の小学校内等</u>で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの

＊連携型…放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を<u>小学校外</u>で実施するものの、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの

袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更しようとする内容

放課後児童クラブと放課後子ども教室の現状と平成３１年度までの計画

学校区	現　　状（H29）			H30	H31
	放課後児童クラブの設置数	放課後子ども教室の設置	連携方法		
昭和小	3	○	連携型（H23～）		一体型の実施
奈良輪小	2				ニーズ調査結果により計画的に推進
蔵波小	4				ニーズ調査結果により計画的に推進
長浦小	2	○	連携型（H24～）		一体型の実施
根形小	1				ニーズ調査結果により計画的に推進
平岡小	1				ニーズ調査結果により計画的に推進
中川小	1				ニーズ調査結果により計画的に推進

放課後子ども教室のニーズ調査の実施

袖ケ浦市子育て応援プランの一部変更しようとする内容

放課後児童クラブと放課後子ども教室の具体的な連携実施方策

①連携実施に関する具体的方策
- 放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターとが、定期的に情報交換を行い、児童の状況等を共有
- すべての子どもが放課後を安全安心に過ごすことのできる環境を整えるため運営委員会を設置

②小学校の余裕教室等の活用
- 学校施設の利用の推進

③教育委員会と福祉部局の連携
- 児童の放課後対策について、連携して取り組む

袖ケ浦市子ども・子育て支援会議　平成３０年度の予定

１回 Ｈ３０年 ６月	議題（案） （１）子育て支援施策について （現地視察案） ・平成２９年度整備施設の現地視察
２回 Ｈ３０年 ８月	議題（案） （１）子育て応援プランの進捗状況報告等 （２）袖ケ浦市子育て応援プランに関するニーズ調査について
３回 Ｈ３０年 １０月	議題（案） （１）子育て支援施策について
４回 Ｈ３１年 ２月	議題（案） （１）次期子育て応援プランの策定に関して